

令和2年8月1日

保育施設を利用の保護者の皆様
放課後児童クラブを利用の保護者の皆様

宜野湾市長 松川 正則
(公印省略)

沖縄県緊急事態宣言の発令に伴う保育所等及び放課後児童クラブの家庭保育の
協力依頼について

平素より本市、保育行政及び新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力
賜り感謝申し上げます。

沖縄県内の新型コロナウイルス感染者数が急増している状況をうけ、令和2
年7月31日に沖縄県が緊急事態宣言(期間:8月1日から8月15日)を発令
しました。

保育施設等における感染拡大のリスクを回避するためにも、保育施設及び放
課後児童クラブを利用している世帯については下記のとおり、ご協力をお願い
いたします。

記

1. 家庭保育のお願い

沖縄県の緊急事態宣言が発令されている間(8月1日から8月15日)、家庭
保育が可能な世帯においては、家庭保育のご協力をお願いいたします。

※認可保育施設、認可外保育施設等、放課後児童クラブが対象となります。

※今回の家庭保育にご協力いただいた期間の保育料や給食費については、減免
の対象となりませんが、お子様への感染拡大防止という趣旨をご理解いた
だき、可能な範囲内でご協力をよろしくお願いいたします。

2. 感染拡大防止策について

①児童に発熱や呼吸器症状などの風邪の症状がある場合、登園を控えるよ
うお願いいたします。なお、発熱の判断をする際は個人差があることに留意
してください。

②発熱等が認められる場合は、解熱後(平熱に戻り)24時間以上が経過し、
呼吸器症状が改善傾向となるまでは、①と同様に登園を控えてください。

3. 新型コロナウイルス感染症が確認された場合等の対応について

(1) 児童が罹患した場合

- ①感染者は治癒するまで登園禁止となります
 - ②感染者が発生した施設は当面の間、臨時休園となります。
- ※休園期間については、保健所等や関係機関と相談のうえ決定します。

(2) 児童が「濃厚接触者」の場合

- ①感染者と最後に接触した日から起算して2週間は登園禁止となります。

(3) 児童の同居家族が「濃厚接触者」またはその疑いがある場合

- ①登園停止措置はいたしません。感染拡大防止のため、家庭保育のご協力をお願いします。

4. 感染者等への配慮について

今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、誰もが罹患する可能性のある感染症となっており、感染経路不明の患者も多くなってきております。罹患者や児童保護者の職種（医療従事者等）に対する、偏見や差別などは絶対に行わないでください。

以上